

大田区における 特定個人情報保護評価実施方針

住民意見聴取について

「地方公共団体等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。」

(特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項)

「全項目評価書を公示し国民からの意見を聴取する期間は原則として30日以上とする。ただし、特段の理由がある場合には、全項目評価書においてその理由を明らかにした上でこれを短縮することができる。」

(特定個人情報保護評価指針第5の3)



大田区の対応

- 全項目評価書について、30日間の意見聴取を実施します。

第三者点検体制について

「(区民意見聴取を行い)評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして相当と認められる者の意見を聴くものとする。」

(特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項)

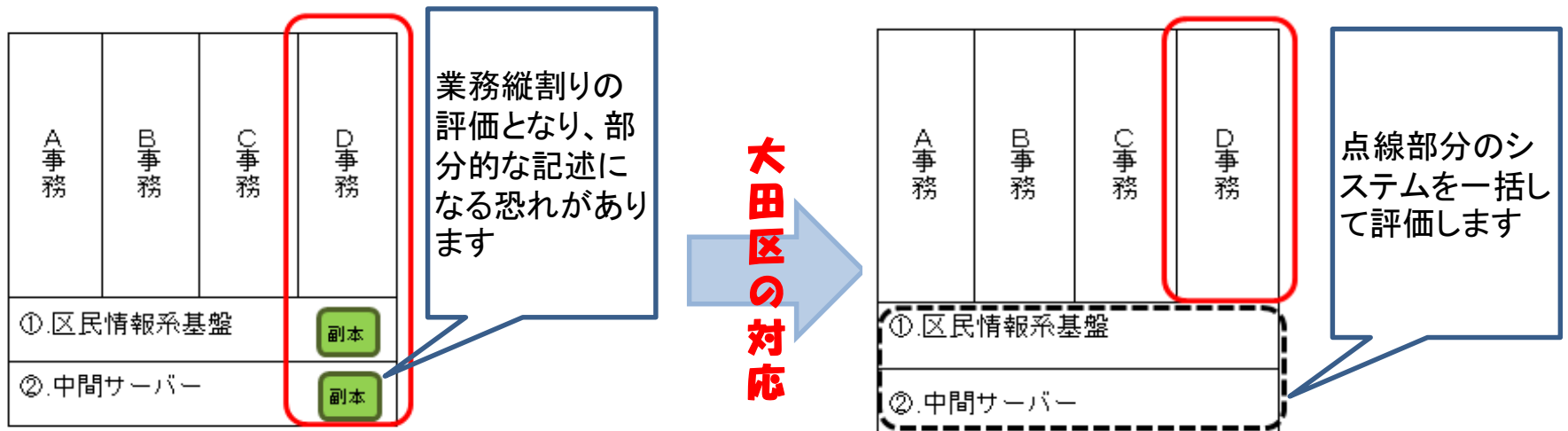


大田区への対応

- 情報セキュリティ・個人情報保護などの専門家により構成された特定個人情報保護評価書を専門にチェックする
「大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会」を設置しました。
- この第三者点検委員会では、
「大田区特定個人情報保護評価点検ガイドライン」に基づいて第三者点検を実施します。

第三者点検の実施について

- 点検委員会による**第三者点検を2回実施**します。
これにより、より精査された案を意見聴取を提示できるようになると共に、点検委員会のチェックを強化します。
- **重点項目評価も第三者点検**を行います。
より厳密な特定個人情報保護を実現します。
- **評価補足シート様式を独自に定め、公表**します。
保護評価書の精度を高めると共に、評価結果に至った理由を明示して透明性を高めます。
- **区のシステム情報連携機能の評価**を行います。
右下図の範囲で全項目評価を行い、事務単位の評価書に添付します。これにより、システムのリスク評価を漏れなく総合的に行います。



その他の対応について

- 「特定個人情報の適切な管理に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、評価書に記載する事項の一部を公示しないことができる。」
(特定個人情報保護評価に関する規則第10条第2項)
- 「少なくとも一年ごとに、公表をした評価書に記載した事項の見直しを行うよう努める。」
(特定個人情報保護評価に関する規則第14条第1項)
- 「直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努める。」
(特定個人情報保護評価指針第6の2)



大田区の対応

- 非公表部分があった場合は、非公示の妥当性の点検を第三者点検委員会から受けます。
- 1年ごとの評価書記載事項の見直しを義務化します。
- 5年に1回の評価書の再評価を義務化します。